

第1章 我が国のODAについて

○ ODAとは

一人当たりの GNP をもとに経済協力開発機構 (OECD) の開発援助委員会 (DAC) によりリストアップされた開発途上国の経済・社会の発展や福祉の向上に資する支援を一般に「経済協力」と言う。経済協力を開発途上国への資金の流れという観点から考えると、ODA、その他の政府資金(OOF=Other Official Flows)、民間資金 (PF=Private Flows) に分類される。これらのうち、ODA とは政府開発援助 (Official Development Assistance) の略である。

もともと、開発途上国に対する経済協力のすべてが ODA とみなされるわけではなく、次の 3 つの要件を満たし、かつ軍事的な目的ではないものでなければならない (この観点から、紛争周辺国に重点的に供与される戦略援助はグレーゾーンにあるが、ODA に分類されている)。

- ① 中央及び地方政府を含む政府機関ないしその実施機関により、開発途上国及び国際機関に対し供与されるものであること
- ② 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること
- ③ 資金協力については、供与条件がグラント・エレメント 25%以上であること

(注) グラント・エレメント (G.E.) とは、援助条件の緩やかさを示す指標であり、借款の利率、返済期間、返済据置期間を反映した計算式によって導かれ、パーセントで表示される。贈与の場合は G.E.=100%となり、数字が高いほど譲許性が高いとされる。計算式については、国際協力銀行編『国際協力便覧 2003』636、637 頁参照。

ODA を形態別に区分した場合、開発途上国に直接供与される二国間 ODA と国際機関に対する出資・拠出とがあり、前者は、「贈与」と「直接借款 (有償資金協力)」に区別される (二国間 ODA には、ASEAN といった「地域」を対象とする技術協力等も含まれる)。

このうち、贈与は「無償資金協力」と「技術協力」からなり、前者は、元本・利子の返済を要しない資金であり、後者は、将来を担う人材の育成と技術向上を目的とする支援を言う。

「直接借款」は、元本・利子の返済を要する資金の貸付による経済協力である。低利かつ長期返済という譲許的な条件での開発資金の融資であり、我が国の借款は円建てで貸与されるため、円借款と呼ばれる。

一方、「国際機関に対する出資・拠出等」とは、開発に必要な資金を融資する国際開発金融機関の資本金に対する出資又は資金拠出及び主として技術協力に関係

する活動を行っている国連専門機関の事業計画等に対する資金拠出、事業経費に対する分担金の負担及び専門家派遣や研修員受入による人材面での協力である。

ODA 以外の経済協力形態のうち、民間資本の流れ（PF）は、期間 1 年を超える輸出信用や直接投資などからなる（図表 1 参照）。

図表 1 我が国の経済協力



(出所)「日本の財政」(東洋経済新報社)